

75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいのある方が対象

# 後期高齢者医療制度のお知らせ



## 保険証(被保険者証)の一斉更新について

現在お使いの保険証の有効期限は

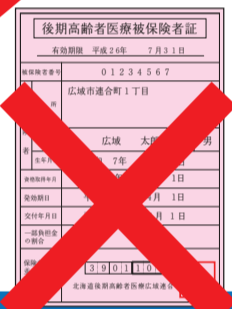
平成26年**7月31日**までです!

**7月中に新しい  
保険証**を交付します

ご確認ください!

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 後期高齢者医療被保険者証      |              |
| 有効期限              | 平成27年 7月31日  |
| 被保険者番号            | 01234567     |
| 住所                | 広域市連合町1丁目    |
| 氏名                | 広域 太郎        |
| 生年月日              | 昭和 7年 7月 7日  |
| 性別                | 男            |
| 資格取得年月            | 平成 20年 4月 1日 |
| 発効期日              | 平成 20年 4月 1日 |
| 交付年月日             | 平成 26年 7月 1日 |
| 一部負担金の割合          | 1割           |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 390111       |

北海道後期高齢者医療広域連合



お手元に届きましたら、お持ちの「保険証」を破棄し、有効期限が平成27年7月31日となった黄緑色の保険証をご使用ください。※1

※1 新しい保険証の交付は7月中に行いますが、市町村により交付時期や交付方法が異なります。市(区)町村のお知らせ(広報紙や回覧板など)にて、ご案内している場合がございますので、ご確認ください。

有効期限が切れた保険証は市(区)町村にお返しいただくか破棄してください

保険証の色が変わります(黄緑色)

**必ず有効期限**をご確認ください!

紛失したときや、汚れたときは再交付します。お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口へお申し出ください。

### ◆ 医療機関での窓口負担(一部負担金)の割合

医療機関での窓口負担の割合は、前年の所得により1割(一般)と3割(現役並み所得者)に分かれます。



「一般」の方 窓口負担 **1割**

「現役並み所得者」の方 窓口負担 **3割**



保険料や一部負担金のお支払が困難な方へ  
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が困窮し、保険料のお支払や一部負担金のお支払(医療機関へのお支払)が困難となった方



申請により、減額、免除または猶予が受けられる場合がありますので、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

平成26年7月発行

現在お使いの減額認定証の有効期限は平成26年 **7月31日** までです!

8月1日より  
新しい減額認定証に変わります

(限度額適用・標準負担額減額認定証)



有効期限が切れた減額認定証は市(区)町村にお返しいただくか破棄してください

新しい減額認定証は7月中に交付します

- ① 入院及び外来で受診する際には、保険証と一緒に提示してください。
- ② 減額認定証をお持ちでない方で交付対象の方は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口へ申請してください。

減額認定証の色が変わります(黄色)

ご確認ください!

必ず有効期限をご確認ください!

◆ 減額認定証の交付対象

次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方が対象です。

|     |   |
|-----|---|
| 区分Ⅱ | ・世帯全員が住民税非課税である方  |
| 区分Ⅰ | ・世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方<br>・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)<br>・高齢福祉年金を受給されている方 |

◆ 減額認定証を提示して受診した場合

入院および外来の窓口での自己負担額が次のように減額されます。

◆ 医療費の自己負担限度額

| 区分  | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) |
|-----|----------|-------------|
| 区分Ⅱ | 8,000円   | 24,600円     |
| 区分Ⅰ |          | 15,000円     |

入院したときの食事代など

入院したときは、医療費の自己負担額のほかに、食事代などの一部(標準負担額)が右表のように減額されます。

| 区分  | 区分Ⅱ<br>90日までの入院<br>区分Ⅰ<br>90日を超える入院※2 | 食事療養標準負担額  |            | 生活療養標準負担額  |            |
|-----|---------------------------------------|------------|------------|------------|------------|
|     |                                       | 食事代        | 食事代        | 食事代        | 居住費        |
| 区分Ⅱ | 年金受給額が80万円以下の方                        | 1食につき 210円 | 1食につき 210円 | 1食につき 210円 | 1日につき 320円 |
| 区分Ⅰ | 老齢福祉年金を受給している方                        | 1食につき 160円 | 1食につき 130円 | 1食につき 100円 | 0円         |

※2 制度の一部が改正されます。

・平成26年7月までは、過去12か月で後期高齢者医療において区分Ⅱの減額認定証の交付を受けている期間のうち、入院日数が90日を超えている場合、申請し認定を受けると該当になります。

・平成26年8月からは、後期高齢者医療に加入される前の健康保険で、減額認定証の交付を受けて入院していた日数も含めることができるようになります。

◆ 「ジェネリック医薬品希望カード」を配布しています

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は効き目や安全性が新薬(先発医薬品)と同等と確認されたもので、開発期間が短くて済むため価格が安くなります。「ジェネリック医薬品希望カード」を市(区)町村で配布しておりますので活用ください。処方については医師や薬剤師にご相談ください。



◆ 健診を受けましょう

生活習慣病等の早期発見や重症化を防ぐためには、定期的な健康診査が重要です。健康診査は、お住まいの市(区)町村で受けられます。

◆ 臓器提供に関する意思表示欄の記載について

臓器移植に関する法律の改正により、保険証の裏面に臓器提供の意思を表示できるようになっております。記入するかどうかは、被保険者ご本人の判断によるものであり、記入を強制するものではありません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内 ☎011-290-5601

または

お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口まで